

「学校部活動方針及び地域クラブ活動方針」の見直しについて

1 概要について

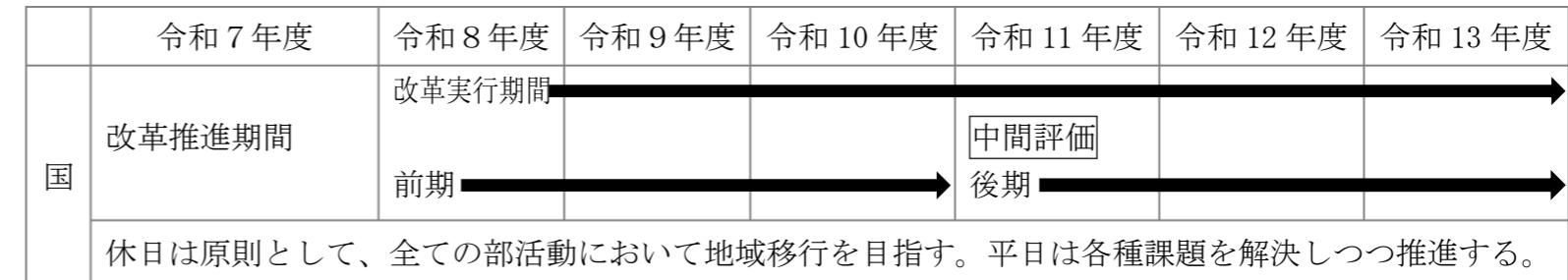
町では、国及び県から示されたガイドラインに基づき、令和6年8月に「学校部活動方針及び地域クラブ活動方針」を策定し、学校部活動地域移行検討協議会において、地域移行の取組の具現化を目指して検討を続けている。令和7年3月、宮城県並びに宮城県教育委員会が、国の動向や県内の取組状況を踏まえたガイドライン第2版に見直したことから、本町においてもこれまでの内容を踏襲しつつ、県の内容を含めた活動方針第2版として見直すもの。

2 活動方針の見直しについて

＜国の動き＞

令和5年度から令和7年度を「改革推進期間」と位置付け、地域移行を進めてきた。

その後、令和7年5月に有識者による「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において、改革推進期間終了後（令和8年度以降）を「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）とする意見がとりまとめられ、この期間内に全ての部活動において、休日の部活動の地域移行を目指すこととした。



＜県の動き＞

令和5年度を「移行検討期間」、令和6年度以降を「改革推進期間」と位置付け、地域移行を進めてきた。

その後、国の動向や県内の取組状況を踏まえ、令和7年3月に、令和8年度以降を「改革実行期間（仮）」と位置付け、県内公立中学校では令和10年度から休日の部活動を行わないことを目標とする「ガイドライン第2版」への見直しを行い、県内市町村に示した。



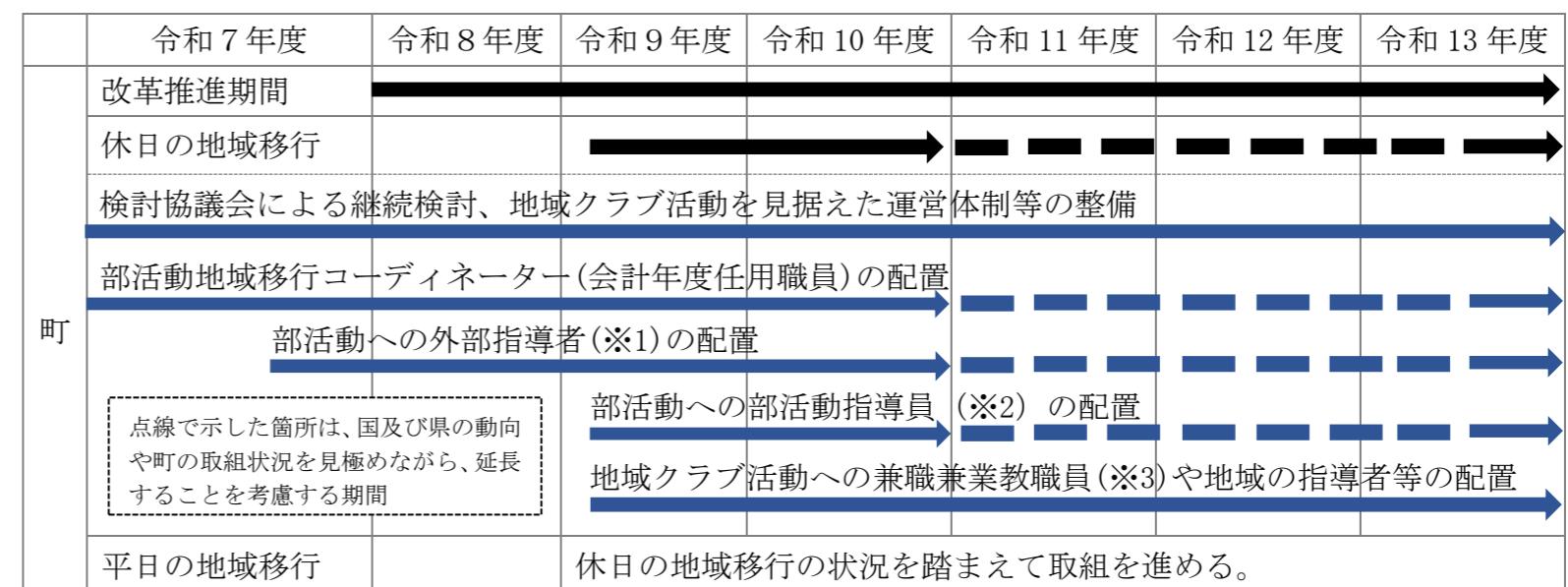
＜町の動き＞

令和5年度を「移行検討期間」、令和6年度以降を「改革推進期間」とし、休日の部活動については、令和8年度から段階的に地域移行を進めることを目標として取り組んできた。

その後、国の動向や県の「ガイドライン第2版」への見直し、指導者の配置調整に時間を要する実情などを踏まえ、令和9年度から段階的に地域移行を進めることを目標とする「活動方針第2版」への見直しを行い、取り組みを進めしていく。

＜今後の具体的な取組＞

- ・検討協議会による継続検討、地域クラブ活動を見据えた運営体制等の整備
- ・部活動地域移行コーディネーター（会計年度任用職員）の配置継続
- ・休日の部活動への外部指導者（※1）の配置
- ・休日の部活動への部活動指導員（※2）の配置
- ・地域クラブ活動への兼職兼業教職員（※3）や地域の指導者等の配置
- ・平日の地域クラブ活動への移行検討



＜活動方針の見直しに係るスケジュール＞

- R7.10月 総合教育会議における協議・調整
R7.11月 議会全員協議会にて説明、教育委員会定例会へ議案上程
R7.12月以降 生徒・保護者へのお知らせ、教員への説明

※1 部活動顧問と一緒に指導を行うことができる者。部活動の顧問となることは不可。

※2 学校部活動の実技指導のほか、大会や練習試合の引率を行うなど、部活動の顧問となることが可能。

※3 希望する教職員は、町教育委員会の兼職兼業の許可の後、報酬を受けて地域移行後の地域クラブ活動に従事することができる。

